社団法人 東京都建築士事務所協会 〒160-0023 新宿区西新宿3-6-4東照ビル TEL 03-5339-8288 FAX 03-3345-0150 URL:http://www.taaf.or.jp/ E - mail:jimu1@taaf.or.jp

TOKYO ASSOCIATION OF ARCHITECTURAL FIRMS

三栖会長が、平成18年度・19年度の日事連会長候補者に。

4月6日に行われました日事連・第2回ブロック協議会代表者会議で、三栖会長 が、平成18年度・19年度の日事連会長候補者として推薦されました。

改正建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説」講習会

首都圏直下型地震等の発生の逼迫性が指摘され、建築物の地震対策が緊急の課題とされて いる折、建築物の耐震改修の促進に関す法律の一部を改正する法律が平成17年11月7日に交 付され、平成18年1月26日施行されました。

またこの施行に伴う関係政省令・告示等も施行されています。

これらの内容を国土交通省担当官から直接詳細に解説する講習会を開催します。

また、耐震化のための支援制度の大幅な拡充や耐震改修促進税制の創設について、東京都に おける耐震診断・耐震改修の推進に関する取り組みもそれぞれの担当官より説明します。

時 4月25日(火)受付:13時00分 開会:13時30分 終了予定:16時40分 場 新宿区角筈区民センター(3階)ホール/新宿区西新宿4-33-7/定員:220名

受 講 料 10,000円(テキスト代と消費税を含む)

テキスト 改正建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説

(編集:国土交通省住宅局建築指導課 協力:国土交通省国土技術政策総合研究所、独立 行政法人建築研究所、財団法人 日本建築防災協会、財団法人 日本建築センター)

改正建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説及び耐震改修支援 制度と耐震改修促進税制について

詳しい案内・申込書は、ホームページに掲載します。

締め切りが迫っていますので、お早めにお申し込みください。

建築基準法改正に基づく知っておきたい建築構造設計 0 & A 講習会

建築基準法の性能規定化に向けた法改正が1998年6月に行われ、本年に至るまでに関連す る多くの告示が示されるなど、「限界耐力計算」なども含めた新しい建築構造の設計体系が 整備されつつあります。

また、昨年6月には建築物の増築に対する取扱や、既存不適格建築物に対する勧告・是正 命令制度の強化など、構造設計に係わる法環境が大きく変化しています。

そこで、限界耐力計算・構造計算プログラム等の最新情報をまとめた「建築基準法改正に基 づく構造設計0&A集」(発行:日事連)をテキストとした講習会を開催します。

日 時 5月19日(金) 12:50~16:30(予定) 受付 12:30

場 新宿区角筈区民ホール(角筈区民センター3階/定員:220名) 1.建築基準法改正による建築確認の取扱い(既存不適格)について

2 . 建築基準法の概要・構造設計Q&Aの解説

3. 限界耐力計算Q&Aの解説・構造計算プログラムの概要

受講料 主催・後援団体の会員: 11,000円 一般: 13,000円(何れもテネスト代・消費税込) すでにテキストをお持ちの方は、上記受講料より5,600円割引します。 当日ご持参下さい。 詳しい案内・申込書は、ホームページに掲載します。

今後の行事

第75回通常総会 5月30日(火) ヒルトン東京(西新宿)

行政ニュース

管理建築士の責任強化/協会加入義務付け提言/日事連

日事連は5日、東京・有楽町の日本外国特派員協会で、建築士法の抜本改正に向けた提言 を発表した。小川会長は、「これだけは非常に大事のものとして2点に絞った」と説明、管 理建築士の責任強化、各都道府県建築士事務所協会への加入義務付けを求めた。

政府は、耐震強度偽装の再発を防止するため建築基準法や建築士法の一部改正案を3月3 1日に閣議決定、今国会での成立をめざしている。日事連は、改正案を評価しながらも罰則 の強化だけでは不十分と指摘、国民に向けて理解しやすいように配慮し提言をまとめた。

提言は、建築士事務所の管理者である管理建築士は、現行法で責任の所在があいまいなた め、同様に生命を預かる病院の院長並みに管理責任が必要と強調している。さらに、設計な どの業務経験と講習を義務付け、事務所の業務管理能力を向上すべきと述べている。

三栖常任理事は、「建築士であればだれでも管理建築士になることができる」現状に問題 があると強調、管理建築士の要件設定と権限の明確化を求めた。

建築士が開業する場合、事務所の開設、登録が義務付けられているが、協会への加入は自 由となっている。税理士や弁護士のように強制的に加入させ、問題を起こした事務所は退会 などの処分をすることで、業務ができないようにすることを主張している。

このほか、加入義務付けのメリットとして、(1)元請けの建築士事務所が業務を下請けに 出す場合、元下契約の書面化などを指導 (2) 設計・工事監理の記録化と保存の義務化の徹 底 (3) 苦情に対する事務所への事情聴取や調査権限の強化 (4) 建築士事務所の専門分野 や実績の公開を挙げている。 4月6日付 日刊建設通信新聞

耐震偽装再発防止策 - 建築士資格見直しが焦点 / 社整審部会、4月24日から審議再開 耐震偽装問題の再発防止策を検討してきた社会資本整備審議会(国土交通相の諮問機関) の建築分科会基本制度部会が24日、今夏の最終報告に向けて審議を再開する。同部会が2 月末にまとめた中間報告の内容は、既に建築基準法などの改正案となって国会に提出され、 5月から審議が行われる見通し。再開後の部会では、専門分野別建築士資格制度の導入や建 築士事務所の業務適正化など、中間報告が「継続課題」とし挙げた事項を集中的に審議する 予定だ。建築士法の抜本改正につながる審議テーマもあり、今後、主要建築団体の代表者や 学識者らで構成する同部会で、熱を帯びた議論が繰り広げられそうだ。

4月18日付 日刊建設工業新聞

海外建築事情視察 ~麗しの島:台湾~ /企画:会員委員会

期間 6月29日(木)~7月2日(日)(4日間)

研修地 麗しの島:台湾

> 世界最高の高さと超高速東芝エレベ - タ - (分速1000m)を誇る台北フィナ ンシャルセンター:台北101竣工見学と台北・高雄(宿泊地 高雄、台北)

13万円(日程に記載のある、飲食代含む) 締め切り 4月28日(金) 参加費 29日(木)

09:40 チャイナエアラインにて成田 (機内食)3時間50分 台北乗り継ぎ 55分

14:35 高雄空港着 タピオカミルクティ - の元祖「春水堂」にてティ - ブレイク ホテル SLグレ・ド:グランド・ハイライ 夕食:海鮮料理

30日(金)

前 ホテルにて朝食後 フェリ・にて旗津半島へ 輪タクで旗津散策 高雄市内観光 後 国内線にて 台北へ ホテル SLグレ-ド:グランド 夕食:台湾料理 1日(土)

日 ホテルにて朝食後 終日フリ・または希望者には追加料金なしにて台北市内観光 刻 台北101見学会、(施工者:華熊:台湾熊谷組施工時所長による案内を予定) 2日(日)

前 ホテルにて朝食後、出発までフリー 11時ごろホテル発

14:00~17:00頃 台北(機内食) 2時間55分 成田

18:00~21:00着 通関後解散

問い合せ 会員委員会・阿部副委員長(アド構造設計)0424-80-6899 までお願いします。

会員法律相談を、開始します。 詳しくは、コア東京5月号でご案内します。